

弘前市パブリックコメント制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント制度に関して必要な事項を定めることにより、市の基本的な政策等の策定過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の積極的な市政への参画を促進し、市民と行政との協働のまちづくりの実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「パブリックコメント制度」とは、市民生活に広く影響を与える市の基本的な政策等の策定にあたり、その案の内容とその他必要な事項を公表し、広く市民等からそれに対する意見及び情報等を募集し、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、その意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において、「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 本市に対して納税義務を有する者又は寄附を行なうもの
- (6) パブリックコメント制度に係る事案に利害関係を有する者

3 この要綱において、「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいう。

(対象)

第3条 パブリックコメント制度の対象となる政策等は次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的構想、市政のそれぞれの分野における施策の基本的方針及び基本的な事項を定める計画の策定又は重要な改定
- (2) 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例(地方税の賦課徴収金並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、パブリックコメント制度による手続きは行なわないものとする。ただし、実施機関が第1条の目的に照らしパブ

リックコメント制度を実施する必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 政策等の策定が迅速若しくは緊急性を要するもの又は内容が軽微な変更と認められるもの
- (2) 国又は県等の上位計画などとの整合性を図るため、市に裁量の余地がないと認められるもの
- (3) 法令等により意見聴取の手続が定められているもの
- (4) 附属機関又は実施機関が設置するこれに準ずる機関が、この要綱に準じて手続を経て作成した報告若しくは答申に基づき策定するもの
- (5) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定による直接請求により議会に付議するもの

（公表時期及び公表資料）

第 4 条 実施機関は、パブリックコメント制度の対象となる政策等を策定しようとするときは、最終的な意思決定を行う前の適正な時期に、対象事案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により対象事案を公表するときは、その案の概要と作成した趣旨、目的、背景等についての説明を加えるとともに、併せてわかりやすい関係資料を公表するなど、市民等が内容について十分理解できるよう努めるものとする。

（公表の方法）

第 5 条 対象事案の意見募集及び公表については、市の広報紙及び市のホームページで周知するとともに、実施機関が指定する場所での閲覧及び配布など、積極的に公表に努めるものとする。

（意見等の提出）

第 6 条 実施機関は、意見等の提出に必要な期間を勘案し、おおむね 1 か月程度を目安として意見等の提出期間を定めるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合はその期間を 15 日を限度に短縮することができる。

2 意見等の提出方法は、郵便、電子メール、ファクス、実施機関が指定する場所への書面の持参のほか、実施機関が定める方法によるものとする。

3 実施機関は、意見等の提出を受けるときは、当該意見等を提出する者の住所、氏名（法人等にあつては所在地、名称及び代表者名）を明記させるものとする。

また、パブリックコメント制度の実施に関し、必要と判断される事項があれば明記を求めることができる。

(意見等の取扱い)

第7条 実施機関は、提出された意見等を考慮して、対象事案の策定について意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、提出された意見等の概要と、それに対する実施機関の考え方を公表するものとし、対象事案を修正したときは、修正の内容及びその理由を公表するものとする。

3 提出された意見等が次に掲げるものについては、実施機関の考え方を公表しないことができる。

(1) 賛否の結論のみを示したもの

(2) 内容が政策等に合致しないもの

(3) 意見等の提出手続に従っていないもの

4 類似の意見等については、意見等及び実施機関の考え方を一つにまとめて公表することができる。

5 実施機関は、公表において、弘前市情報公開条例(平成18年2月27日弘前市条例19号)第7条に規定する不開示情報に該当するものは除くものとする。

6 公表の方法については、本要綱第5条に準じて行うものとする。

(実施状況の公表)

第8条 市長は、毎年1回、過去1年間におけるこの要綱に定めるパブリックコメント制度の実施状況を公表するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント制度に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に立案の過程にある政策等で市民等の意見等を反映させる機会を確保させる手続を経たもの又は早急に意思決定を行う必要があるものについては、この要綱の規定は適用しない。